

# 令和4年9月議会

## 議案説明資料

### 目 次

- |            |                              |   |    |
|------------|------------------------------|---|----|
| 1. 議案第148号 | 令和4年度福岡市一般会計補正予算案(第3号)       | … | 1頁 |
| 2. 議案第150号 | 福岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案 | … | 7頁 |

総務企画局

1. 議案第148号

令和4年度福岡市一般会計 補正予算案（第3号）〈総務企画局所管分〉

〔 歳 入 〕

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
3~4	19 国庫支出金	2 国庫補助金	1 総 務 費 国庫補助金	千円 862,729	千円 245,079	千円 1,107,808
歳 入 計				862,729	245,079	1,107,808

節		金額	説明
区分			
8 番号制度関係補助金	千円 245,079	個人番号カード交付事務費補助金交付要綱に基づく補助金の追加 167,504千円 マイナポイント事業費補助金交付要綱に基づく補助金の追加 77,575千円	

〔 歳 出 〕

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
8~9	2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	11 情 報 化 推 進 費	千円 7,429,490	千円 260,973	千円 7,690,463
歳 出 計				7,429,490	260,973	7,690,463

節				説明
区分	金額	区分	金額	
11 役務費	千円 624		千円	DXの推進経費の追加 (関連歳入) (19)国庫支出金 245,079千円 個人番号カード交付事務費 167,504 補助金交付要綱に基づく補助金 マイナポイント事業費補助金 77,575 交付要綱に基づく補助金
12 委託料	259,091			
13 使用料及び 賃借料	1,258	3 借損料	1,258	

## 福岡市公共施設案内・予約システムの刷新について

補正額 15,894 千円**1 趣旨**

直近のシステム更新から相当の期間が経過している福岡市公共施設案内・予約システム（通称：コミネット）について、コロナ禍において、ICTの活用による非接触などの取組みに対する社会的ニーズが急速に高まっている状況等も踏まえ、より市民が利用しやすいシステムへ刷新するため、増額補正するもの。

**2 概要**

スマートフォンでも見やすく、入力しやすい画面デザインへの対応などユーザーインターフェースの改善や、キャッシュレス決済の導入など、利用する市民の目線に立ち、誰もが使いやすいサービスとなるよう、施設の運用ルールや業務プロセスの見直し等も含め、システムの刷新を行う（令和5年3月一部稼働開始予定）。

**3 補正額内訳**

- |             |          |
|-------------|----------|
| (1)システム導入経費 | 13,200千円 |
| (2)通信設備費等   | 2,694千円  |

**【参考】福岡市公共施設案内・予約システムの概要**

- (1) 運用開始 : 平成元年4月（平成16年度に現行システムに更新）
- (2) 対象施設 : 80施設（公園・スポーツ広場、体育館、文化施設等）
- (3) 利用件数 : 約183万件（令和3年度）
- (4) 主な機能 : 空き状況の確認、利用申込み、抽選、施設使用料の口座振替等

# マイナポイント・サポートコーナー等の拡充について

**補正額 245,079 千円**

## 1 趣旨

消費を活性化するとともに、マイナンバーカードやキャッシュレス決済の普及を後押しすることを目的とした国のマイナポイント事業の実施に合わせ、福岡市では、マイナポイント・サポートコーナーを、各区役所及び出張所に設置し、市民の申請を支援している。

今回、マイナポイント第2弾の実施に伴い、サポートのニーズが高まっていること等を踏まえ、同コーナーの体制を拡充するなどし、市民の利便性の向上を図るとともに、カードの更なる普及促進を図るもの。

## 2 概要

### (1) マイナポイント・サポートコーナーの拡充

マイナポイント・サポートコーナーにおいてサポートを行う相談員を増員するなど体制を拡充し、市民の利便性の向上を図るもの。

○期間 令和4年10月1日～令和5年2月末まで（予定）

○実施内容

- ・マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込み補助
- ・公金受取口座の登録補助 など

### (2) マイナンバーカード申請サポートの拡充

公民館などでマイナンバーカードの申請手続きの補助や受付等を行う出張サポートを実施しているが、国が令和4年度末にほぼ全国民にカードが行き渡ることを目指すとの方針もあり、今後もカードの申請が増加すると見込まれることから、各区役所及び出張所等においてマイナンバーカードの申請を支援するサポートコーナーを設置するもの。

○期間 令和4年10月1日～令和5年3月末まで（予定）

○実施内容 ・申請書記載補助 ・申請用写真撮影 ・申請受付 など

## 3 補正額内訳

歳出	委託料	245,079千円
歳入	マイナポイント事業費補助金等	245,079千円

## 福岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案の概要

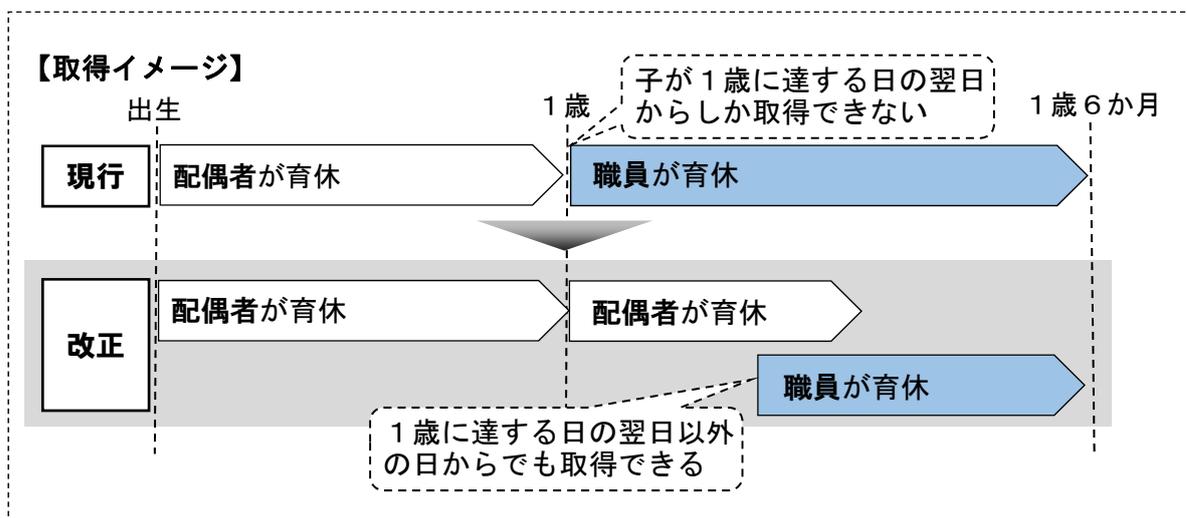
### 第 1 改正の理由

国の非常勤職員との均衡を考慮し、育児休業をすることができる非常勤職員の範囲を拡大する等の必要がある。

### 第 2 改正の内容

#### 1 非常勤職員が夫婦交替で育児休業を取得する場合などの要件緩和

非常勤職員の配偶者が、子が 1 歳（又は 1 歳 6 か月）に達する日の翌日から育児休業を取得する場合、当該非常勤職員は配偶者の育児休業の終了日の翌日以前の日からでも育児休業を取得できることとするなどの改正を行う。



#### 2 非常勤職員が子の出生後 8 週間以内に取得する育児休業の要件緩和

子の出生日から起算して 8 週間と 6 月を経過する日（現行：子が 1 歳 6 か月になる日）までに任期が満了することが明らかでない場合に育児休業を取得できることとする改正を行う。

#### 3 その他

所要の規定の整備を行う。

### 第 3 施行期日

令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

福岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

【下線部分が改正部分】

○ 福岡市職員の育児休業等に関する条例（平成4年福岡市条例第4号）

現 行	改 正 案
<p>第1条（略） （育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 福岡市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年福岡市条例第10号）第8条第1項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付採用職員」という。）</p> <p>(2) 福岡市職員の定年等に関する条例（昭和58年福岡市条例第62号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）</p> <p>(3) 福岡市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成14年福岡市条例第51号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</p> <p>(4) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(7) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員</p> <p><u>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が、当該子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p>	<p>第1条（略） （育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 福岡市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年福岡市条例第10号）第8条第1項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付採用職員」という。）</p> <p>(2) 福岡市職員の定年等に関する条例（昭和58年福岡市条例第62号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）</p> <p>(3) 福岡市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成14年福岡市条例第51号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</p> <p>(4) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(7) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員</p> <p><u>イ 次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p>(7) <u>その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(7)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当</u></p>

現 行	改 正 案
<p><u>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(昭和26年福岡市条例第55号。以下「勤務条件条例」という。)第9条第8号の規定による<u>特別有給休暇</u>をとったことにより勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</p>	<p><u>該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p><u>(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(昭和26年福岡市条例第55号。以下「勤務条件条例」という。)第9条第8号の規定による<u>休暇又はこれに相当する休暇</u>をとったことにより勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過</p>

現 行	改 正 案
<p>(3) <u>1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合にあって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日（新設）</u></p> <p>ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</p>	<p>する日)</p> <p>(3) <u>1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合にあって第3条第7号に掲げる事情に該当するときにあつてはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日</u></p> <p>ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</p> <p>イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）にお</p>

現 行	改 正 案
<p><u>イ</u> 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合 (新設)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合) 第2条の4 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u> (新設)</p> <p>(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合 (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合 (新設)</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間) 第2条の5 <u>育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める</u></p>	<p>いて地方等育児休業をしている場合 <u>ウ</u> 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合 <u>エ</u> 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合 (育児休業法第2条第1項の条例で定める場合) 第2条の4 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときにあつては第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。</u></p> <p>(1) <u>当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u> (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合 (3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合 (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合 (削る)</p>

現 行	改 正 案
<p><u>期間は、育児休業により養育しようとする子の出生の日から同日後8週間目に当たる日までの期間とする。</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が、勤務条件条例第9条の規定による産前の休暇を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休暇又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</p> <p>ア 死亡した場合</p> <p>イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。</u></p> <p>(6) <u>配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</u></p> <p>(7) <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。</u></p> <p>(8) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項<u>ただし書</u>の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしている職員が、勤務条件条例第9条第8号の規定による産前の休暇若しくはこれに相当する休暇（以下この号及び第8条第1号において「産前の休暇」という。）を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休暇又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</p> <p>ア 死亡した場合</p> <p>イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(5) <u>配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</u></p> <p>(6) <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。</u></p> <p>(7) <u>任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、<u>育児休業により養育しようとする子の出生の日から同日後8週間目に当たる日までの期間と</u></p>

現 行	改 正 案
<p>第4条～第7条 (略)</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、<u>勤務条件条例第9条の規定による産前の休暇を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休暇又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。))。</p> <p>(7) (略)</p> <p>第9条～第12条 (略)</p> <p>(部分休業の時間)</p> <p>第13条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務条件条例第4条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間。以下「正規の勤務時間」という。)の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間(勤務条件条例第6条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。))又は勤務条件条例第11条の3第1項の規定による介護時間(以下「介護時間」という。)の承認を受けて勤務しない職員については、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認</p>	<p>する。</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休暇を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休暇又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 育児短時間勤務(この号に掲げる事情に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。))。</p> <p>(7) (略)</p> <p>第9条～第12条 (略)</p> <p>(部分休業の時間)</p> <p>第13条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務条件条例第4条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間。以下「正規の勤務時間」という。)の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間(勤務条件条例第6条の規定による育児時間<u>若しくはこれに相当するもの</u>(以下「育児時間」という。))又は勤務条件条例第11条の3第1項の規定による介護時間<u>若しくはこれに相当する休暇</u>(以下「介護時間」という。)の承認を受けて勤務しない職員については、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、</p>

現 行	改 正 案
<p>を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。</p> <p>第14条～第16条 (略)</p>	<p>2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。</p> <p>第14条～第16条 (略)</p>